

予算・税制に係る公的制度の 基準額・閾値の点検・見直しについて

2025年 6 月 26 日
内閣府

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しについて

点検の目的

- 物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直す。
- その際、長年にわたり見直しが行われない状況が再び生じないよう、制度の特性に応じた改定ルールを設ける。

点検対象

(※点検方法は p 2、3)

【予算】 点検の目的に照らし、多くが基準額等を有すると考えられる補助事業のうち、それらが法律・政令・省令・告示・通達等に規定され、事業の継続性が高い公的制度（法律補助事業）を対象
(⇒ これまでに基準額等の見直しが行われてきたものも含めて悉皆に点検)

【税制】 税制全般（国税・地方税）を対象
(⇒ 見直しを必要とする基準額等を有する規定を抽出して点検)

※ 以上に加え、法律等に基づく地方単独事業についても、予算の点検結果等を踏まえ、総務省において関係府省庁の協力を得つつ、予算編成過程で点検を実施

今後のスケジュール

2025年 6月 第1回関係府省庁連絡会議

- 各府省庁へ点検作業の要請（※切 8月末日）
(概算要求・税制改正要望プロセスの中で点検を実施)

9月 目途 第2回関係府省庁連絡会議

- 点検結果やその概算要求・税制改正要望への反映状況の確認

経済財政諮問会議
等で審議

秋～年末

予算編成・税制改正プロセスの中で本点検結果に基づく
要求・要望内容を精査

来年初

第3回関係府省庁連絡会議

- 予算編成・税制改正での本点検結果の反映状況の確認

経済財政諮問会議
等で審議

点検作業フローチャート(予算(法律補助事業))(イメージ)

項目①～④ (共通)

①-1 公的制度名称
③ R 7 年度予算

①-2 制度概要 ② R 3 ～R 6 年度予算額 (当初・補正)
④ R 8 年度概算要求見込

項目⑤

基準額・閾値の有無

あり

なし

項目⑥

過去10年以内の見直しの有無

見直した

見直していない

項目⑧-1

据え置き年数

項目⑧-2

R 8 年度概算要求での見直し可否

可能

不可または
困難

項目⑦

- 見直した直近の年度
- 見直しの内容(改定周期、その根拠及び基準額等の見直しの状況等)
例) 消費者物価指数に合わせて毎年度改定
- R 8 年度概算要求における対応の有無
- R 8 年度概算要求における対応の方向性

項目⑧-3

- R 8 年度概算要求における対応の方向性
例) ○○年度以降、●●の補助上限額は△△円で据え置かれてきたが、消費者物価指数を踏まえ、当該基準額を■ ■ 円引き上げた上で概算要求を行う。

項目⑧-4

- 見直し「不可または困難」の理由
例 1) 特定の税收等を財源とする制度のため、引上げには当該財源の増収もセットで考える必要
例 2) 法令で、物価動向等以外の要素によって補助上限額等の算出方法が規定
例 3) 別途有識者会議において今後議論していく予定となっており、R 8 年度要求には間に合わないため

項目⑨ (基準額・閾値があるもの)

< 定期的な改定ルール >

- ・現在の改定ルールの有無 ・改定周期
- ・改定の際の根拠 例) 「政府統計調査等に合わせて改定」「消費者物価指数等に合わせて改定」「人事院勧告に基づき改定」「法令や付帯決議に基づき改定」「診療報酬改定に基づき改定」等
- ・改定ルールがない場合、R 8 年度概算要求に向けた改定ルール導入の可否 (「不可または困難」の場合はその理由)

点検作業フローチャート(税制)(イメージ)

項目① (共通)

- ・ 法令名
- ・ 条文番号、制度名称
- ・ 概要等
- ・ 現在の基準額

項目②-1

適用期限の有無

なし

あり

項目②-2

過去10年以内の
見直しの有無

見直していない

見直した

見直していない

見直した

項目②-5

手続き規定※1・足切り
基準※2等に該当するか

該当しない

該当する

<参考>

項目②については、全ての制度において回答。特に、項目②-3,4（直近の見直し年度とその内容）は、過去10年以内の見直しの有無にかかわらず回答。

- (※1) 課税標準や税額の計算に直接用いられない基準額
- (※2) 基準額の引上げを行った場合、納税者の税負担が却って増えるもの
- (※3) 過去10年以内に見直した基準額でも、要望を行う場合は記載

項目③※3

令和8年度税制改正要望での
見直し要望の有無

要望する場合

○ 要望の内容・根拠

例) 消費者物価指数が前回の引上げ時から大幅に上昇(+XX%)し、当該措置の目的を果たすことが困難になっているため、限度額を△△万円→◆◆万円に引き上げたい

要望しない場合

○ 要望しない理由

- 例1) 一定の政策目的を踏まえて設定されており、必ずしも物価動向に連動して見直すべき性質のものではない
- 例2) 他の納税者との税負担のバランス等を踏まえて検討する必要がある
- 例3) 価格指標等に照らして、現時点では引上げが必要と言えない
- 例4) 納税者の分かり易さや事務負担にも留意が必要（小刻みに調整することで、却って混乱・手間が生じる）

項目④ (共通)

<定期的な改定ルール>

- 要望段階における今後の基準額見直しの考え方（以下、a～eから選択）
 - a. 期限付きの措置であり、期限到来時に基準額を含め在り方を検討
 - b. 期限の定めのない措置だが、毎年度の要望の際、関連する物価指数等を確認し、必要な対応を検討
 - c. 必ずしも物価動向等に応じた基準額の見直しには馴染まない
 - d. 基準額の引上げが納税者の税負担軽減に資するものではなく、定期的な見直しを行う予定はない
 - e. その他